

農委広報

しらたか

1.17 発行

2022

白鷹町農業委員会

地域ぐるみで取り組む

鳥獣被害対策

特集は
P5

年々増加するイノシシ、クマによる農作物や農地への被害。その被害を食い止めるため地域ぐるみの対策が求められています。杉沢・高岡地区の取り組みをご覧ください。

(杉沢地区の電気柵取付け作業風景)

年頭のごあいさつ

第22期

白鷹町農業委員会

会長

小林 孝次



新年あけましておめでとうございませう。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

農業委員会広報「しらたか」を発行するにあたり、農業委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

毎年のように発生する自然災害の猛威は、農業者の生産意欲を減退させる恐れがあると危惧されますが、本町では、昨年4月に凍霜、そして6月には降雹により、果樹農家を中心に被害が発生しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業は依然ふるわず、少子高齢化や人口減少といった要因も加わり、主食用米の消費が大きく減少しております。

そのため、米の過剰在庫が深刻化しており、米価は大幅に下落し、令和3年度産米の概算金は「はえぬぎ」で、1俵あたり22000円の減となりました。稲作農家の収入減少が経営に大きな影響を及ぼすことが懸念され、きわめて厳しい状況となっております。

そこで、白鷹町農業委員会では、行政の支援が必要であることを意見書としてまとめ、佐藤町長にお願いしたところであります。町からは、次期作の種子代や、肥料等の生産資材代として、10アール当たりそれぞれ10000円、合

計20000円の助成をしていただくこととなりました。稲作農家が販売経営を維持していく意欲に繋がるものであり、町には大変感謝しております。

さらに、有害鳥獣による農作物の被害、農地への被害が深刻な問題となっております。特に、イノシシの被害が増加しており、積極的な対策による被害防止が必要です。

町では、地域ぐるみによる有害鳥獣対策のモデル地区づくりを進めておりますが、私たち農業委員会としても、農業者個々の対策だけでは限界があると認識しており、これからは、有害鳥獣被害防止を視点に置いた地域づくりが大変重要になってくると考えております。町には、地域で取り組む有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりについて、積極的な施策を進めていただきたいと考えます。農業委員会としても皆様と情報の共有ができるよう、一緒に課題に取り組んでいく考えております。

農業委員会は、これまで農業者の代表として人と人の繋がりを拠り所とし、地域に根差した活動を展開して参りました。この取り組みは、新型コロナウイルス感染症との共存が避けられない現在においても重要であり、継続しなければならぬと思っております。

このことから農業委員会は、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消そして新規就農の促進、人・農地プランへの積極的な参加により、地域のご意見をお伺いしながら、活力ある農業・農村を目指し、農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり活動を進めて参りたいと思っております。

町民の皆様には、本年が佳き年になりますよう衷心よりご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ

よろしくお願いいたします



農業委員一同

会長 小林 孝次 (滝野)
会長職務代理者 村上 浩康 (浅立)

委員 樋口金一郎 (高岡)
委員 新野 清 (広野)
委員 伊勢亀崇男 (鮎貝)
委員 児玉 匡樹 (高玉)
委員 鈴木 政司 (畔藤)
委員 高橋 康子 (荒砥)
委員 中川 要一 (山口)
委員 齋藤永治郎 (菖蒲)
委員 丸川 正博 (横田尻)

農地利用最適化推進委員一同

推進委員 小林 周一 (蚕桑地区)
推進委員 安彦 強 (鮎貝地区)
推進委員 小関 清喜 (荒砥・十王地区)
推進委員 紺野 正光 (鷹山地区)
推進委員 安達 善晴 (東根地区)



「令和4年度白鷹町農村振興施策に 関する意見書」提出



農業委員会は、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業振興に向けて、11月2日「白鷹町農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。

(以下、要旨)

1、担い手への農地の利用集積・集約化について

● スマート農業の指導と支援に向け、農林課へ専門員の配置

2、有害鳥獣対策について

● スマート農業用機械等に対する嵩上げ補助、ドローン等の免許取得助成の継続

● 電気柵設置支援の継続

● 鳥獣被害防止を視念に地域づくりを積極的に進める

3、米価下落と農畜産物について

● 学校給食に農産物を供給している農業者へ、電気柵設置支援の新設

● 米のイベント開催、町内産米、農畜産物の消費拡大に繋がる町独自のPR活動の展開

● 米価下落による収入減に対する支援

● 農業セーフティネット制度の活用を働きかけること

● 県・町内産農産物の供給品目が、県トップクラスである学校給食へ支援の継続

4、凍霜、降雪被害について

● 肥料や農薬等の農業資材の購入に対する支援

● 被害を受けた農業者の運転資金に対する支援

● これらの支援が該当する農業者への積極的な周知

山形県農業委員会大会の酒田市

11月12日、酒田市民会館で県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、山形県農業委員会大会が開催されました。

今年度もコロナ禍の影響により、参加者を半数に抑えての開催で、各地区協議会がこれまでの農業委員会組織の取組を踏まえて、現場の意見を反映させた政策提案を行い、「新たな農地利用最適化」を推進するため申し合わせ決議が提案され、いずれも満場一致で可決されました。

最後に、決議されたそれぞれの目標達成に向け、心を一つにして取り組むことを宣言し、次期開催地である南陽市会館より、ご挨拶をいただき閉会となりました。

『人・農地プラン』を基に農業委員が中心となり、より良い農業経営環境を築けるようにしなければならぬと痛感しました。

(農業委員)

児玉匡樹委員



「南陽市」 女性農業委員研修を終えて

11月4日、女性農業委員研修会が菊の花が華やかに咲きほこる南陽市で開催されました。情報交換会では、女性農業委員を増やすための方策や、どういった役割があるのかを話し合いました。

女性農業委員が増えてほしいが「自分には無理と引き受けてもらえない」「女性が少なく活動に取り組みにくい」「女性1人は寂しい」等の意見がありました。

女性農業委員の役割は、女性ならではの視点で相談対応できることです。女性農業委員の増員はすぐには難しいと思いますが、できるだけ増えていくように取り組んでいかなければならないと話し合いました。

視察研修場所である南陽市文化会館(通称シエルターなんようホール)は、地元産の杉材で建てられた、温かみを持つ音楽ホールです。

ぜひ、皆さんも足を運んでみてはいかがでしょうか。

(農業委員)

高橋康子委員



農地パトロールの実施状況と

農地利用意向調査にご協力を!!

〜全ての農地を確認しています〜

農業委員会は、毎年8月下旬から9月まで、町内の全ての農地を対象とし、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員により、遊休農地の現況確認や、農地法の許可案件の履行状況等の確認を行う、農地パトロールを実施しています。

今年度は、4月の凍霜害、6月の降雪害と自然災害にはじまり、昨年度から続いている新型コロナウイルスの影響から、米の過剰在庫の状況が深刻化したことにより、米価の大幅な下落に繋がっています。

追い打ちをかけて、イノシシによる農作物や農地の被害が深刻化していることから、農地を保全管理することが大きな負担となっており、今後、さらに農業離れが進むことが心配されています。

そうなりますと、農地の荒廃もますます進んで行くものと懸念されます。

また、山際付近の農地は、高齢化による労力不足、後継者不足もあり、農地の保全管理も厳しく、森林化が進んでいる状況にあります。

農業委員会は、これらの課題等を踏まえ農地利用の最適化の推進を図り、農業委員会が一丸となり取組んでいきたいと思っております。

(農地部会長 齋藤永治郎委員)



農業委員会では、耕作または保全管理が実施されず「遊休農地」と判断した農地の所有者や耕作者に対し「農地利用意向調査」を実施しています。

この調査により、該当する農地については、ご自身で耕作するか、あるいは農地中間管理事業等を活用した農地の貸付を行う意向があるのかなどを確認しています。

農地利用意向調査に未回答の場合や、農地利用意向調査の回答のとおりに対応されていない場合(意向を表明してから6ヶ月経過後)は、翌年度から固定資産税の税率が高くなることもあり、ますので、ご注意ください。

なお、この調査の趣旨は、課税強化を主たる目的とするものではなく、今後の農地の有効な利用につなげていくための調査です。調査票がお手元に届いた際には、調査の回答にご協力ください。よろしくお願いいたします。



遊休農地と判断している農地

〜町内視察研修を通して〜

農地の復旧状況と、今の課題を知る

農振部会研修

近年、白鷹町では鳥獣の被害が多く発生しています。町の東側にはイノシシ、西側にはクマの出没率が高いとのこと。対策として、町では電気柵の補助事業を推進しています。

鳥獣の種類により、2段張り(イノシシ) 3段張り(クマ) の設置方法があること、そして農地や作物被害への効果も出ていること等、設置現場を視察し、説明を聞き理解を深めたところです。

しかし、個々の設置活動だけでは限界が来ていることも事実であり、町では地域ぐるみの活動を推進しています。人家のすぐ目の前で広範囲に農地が掘り起こされている状況に、驚いた視察でもありました。

これから農業委員、推進委員が、町と一緒に対策を検討し進んで行くことが大切であることを考えさせられた視察研修となりました。

(農業委員 伊勢亀崇男委員)

向堰頭首工(高岡地区)の被害状況を確認



6月30日、今後の糧とするため、町内視察研修を行いました。

令和2年7月の豪雨により、畦畔の崩落、水路の崩壊、ため池への土砂流入と増水による堰の崩壊などにより、甚大な被害が農地にも発生しました。

これらの被害現場の復旧には、田植え時期に間に合うよう、町と連携した各地区の協力や活動による復旧事業が進められたこともあり、今年度の農作業に間に合ったとお聞きしました。

視察地である向堰頭首工(高岡地区)については、復旧工事に入り導水には問題ない状況となっておりますが、本格工事は年度内に完了するとの説明を受けました。



中山地区のイノシシに荒らされた農地 人家のすぐ側であり早急の対策が必要である

地域ぐるみで取り組む

鳥獣被害対策



◆はじめに

年々増加する傾向にあるイノシシ、クマ等による農作物への鳥獣被害対策の取り組みとして、町内の2つの地区が地域ぐるみでの対策を実施しました。

◆杉沢地区の取り組み

杉沢地区では、イノシシが水田に侵入することによる畦畔の破壊や稲の踏み倒しの被害に悩まされており、個々に電気柵等の防護柵を整備し、被害対策を実施してきました。

しかし、増え続けるイノシシによる被害を個々の対策で防ぐことは困難な状況にあります。

そうした中で、地域ぐるみで一体的に鳥獣被害対策に取り組むことが重要であると感じ、地区内で広域電気柵を整備し、地域ぐるみで協力して環境整備等に取り組むことへの合意形成が図られました。約30戸の農家がまとまり共同で広域電気柵の設置・維持管理を実施することとなり、地区内の水田を大きく7つのブロックに分け、6500mの広域電気柵を整備しました。

下草の刈り払いをこまめに行うことで漏電防止対策をとり、電気柵を効果的に使用することができ、電気柵を整備した後は、イノシシの水田への侵入を防ぐことができました。



電気柵設置作業風景



電気柵が整備された圃場（杉沢地区）

◆高岡地区の取り組み

高岡地区では、団地化された圃場で複数の農家がリンゴの生産をしており、クマがリンゴ園に侵入することによる果樹被害や枝折の被害に悩まされてきました。

対策として、個々に電気柵等の防護柵を整備し、被害対策を実施してきましたが、個々の電気柵全てを適切に管理していくことは難しく、圃場全体を広域電気柵で囲い効率的に管理していくことが望まれていました。団地内の農家6戸で広域電気柵の設置から設置後の維持管理までの合意形成が図られ、団地内の全ての農家が協力して取り組むこととなりました。

◆今後の取り組みについて

鳥獣被害を減らしていくためには、電気柵等による被害防止、わな等による捕獲、鳥獣が寄りづらくなるための環境整備の3つの対策を総合的に取り組んでいくことが重要です。これらの対策を個々で実施していくことは大変困難です。今回鳥獣被害対策に取り組んだ2地区のように、地域が一体となった進め方が今後の鳥獣被害対策には必要となります。



電気柵が整備された圃場（高岡地区）

美味しいからはじめよう！たのしい食育！感じる食育！

「食」は健全な心と身体をはぐくみ育てるもの。生きるための基本となります。
 ご飯が美味しい！農業体験が楽しい！そんな五感で感じる食育を一緒にはじめてみませんか。



町は、令和3年3月に白鷹町食育・地産地消推進計画を策定しました。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年です。計画の目標達成を目指し、食育活動を展開していきます。



家族みんなで、ご飯を食べよう！！

毎月19日は「家族団らんの日」です。

家庭を基本としながら、学校・保育施設等、地域、関係機関が連携して取り組みます。キャッチフレーズを“毎月19日を「家族団らんの日」”とし、家族そろって食卓を囲めるよう、全ての人の健全な食生活を支援していきます。

「食」と「農」の教育



町内の小学校で取組んでいる、米作り、りんご、ごぼう、紅花栽培で「農」と「食」について学びます。(写真・東根小学校)

農作物の栽培取組



各保育園・こども園では、農作物栽培を通して、様々な発見や失敗で「食べること」への関心・意欲を育んでいます。(写真・さくらの保育園)

しらたか夏(秋)「ごつつお」づくり



しらたかの郷土料理教室です。今年は「食の暦」からメニューを選び、お子さんとご家族で作る料理教室となりました。

白鷹「FOOD」恵みの日(小・中学校給食)



全て白鷹産の食材を使って提供される給食です。町内(県内)産使用品目数では、県内トップクラスの実績です。(写真・共同調理場)

やってみよう!



おにぎり給食(小・中学校給食)



調理師さんが、真心こめて握ったおにぎり給食が実施されました。県産米つや姫を使った塩おにぎりです。(写真・共同調理場)

郷土食伝承事業



地域の食材や食文化を学ぶため、白鷹町に昔からある郷土料理を小学6年生対象に提供しました。(写真・鮎貝小学校)

元気もりもり！ おいしい“しらたか”推進事業



保育園、こども園、老人福祉施設、病院等で、全て白鷹産の食材を使って提供される給食です。(写真・白鷹町立病院給食)

家庭菜園のススメ事業



プランターを使用した農業体験で楽しさを学び、収穫した野菜を使ったレシピ動画視聴による料理教室を開催しました。

鳥獣被害対策各支援事業

【電気柵設置支援】

農作物被害を軽減する電気柵設置補助

■白鷹町有害鳥獣被害軽減モデル事業（県・町補助事業）

対象者 販売農家または販売農家グループ

（自家用のみは補助の対象とはなりません。）

補助率 電気柵の設置に係る経費の2分の1
（上限20万円）

■白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 ①販売農家または販売農家グループ
②自家用農家

補助率 ①電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）
②電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限1万円）

■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 おおむね町内単位の集落

事業内容 地域において有害鳥獣被害防止を目的に被害防止計画を練り、

地域ぐるみ（集落）で広域の電気柵を設置する場合、町鳥獣対策協議会からその資機材一式を事業実施地区に貸与します。

事業規模 3000m×2段張程度

採択要件 ①集落内の受益者3戸以上の合意形成が必要となります。

②電気柵設置後は、下草刈等を定期的に行い、維持管理計画を策定する等適切な維持管理に取り組むことを要件とします。

【狩猟免許取得支援】

狩猟者の確保に向けた免許取得費用の補助

■白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業（町鳥獣対策協議会事業）

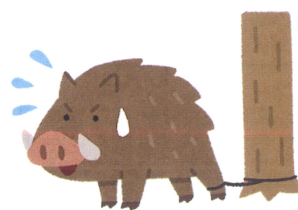
対象者 ①町内在住の65歳以下の方で、新規に狩猟免許を取得した方

②猟友会に入会し、町内の有害鳥獣保護活動に積極的に従事することができる方

補助率 ①狩猟免許取得にかかる経費の2分の1

②銃砲所持許可に係る経費の2分の1

③銃砲所持に係る経費の2分の1



白鷹町農業委員会事務局受付窓口のご案内

- 農地法第3条許可申請（農地のままの権利移動）
農地の売買・贈与・交換・貸借
- 農地法第4条許可申請（自己所有農地の転用）
農地を住宅・駐車場・車庫・資材置き場等への転用
- 農地法第5条許可申請（農地の権利移動を伴う転用）
他者の農地を住宅・駐車場・車庫・店舗等への転用
- 農地法第18条の規定による通知書
賃貸を伴う合意解約
- 農業経営基盤強化促進法
集積に伴う農地の貸借

☆いずれかに該当する場合は、農業委員会事務局までご相談ください☆

電話 85-6128

各申請の提出締切日

毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります

許可申請を予定されている方は、締切日にかかわらず余裕をもったの申請にご協力ください。

農業の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

- 毎週金曜日 発行
- 月額 700円【送料・税込み】
全国農業新聞は多くの読者の皆様に満足していただけるよう
家族全員が楽しめる記事も充実しております。



【お問合せ】

農業委員会事務局
電話 85-6128
または、お近くの
農業委員・農地利用最適化推進委員まで



転用をする前に… 農振除外の手続きも。

農業振興地域・農用地区域内の農地転用は原則として認められません。やむを得ず転用が必要な場合は、転用手続きの前に、農用地区域からの除外手続き（申請）が必要となります。

申請締切りは、3月31日と9月30日の年2回です。

詳しくは…

農林課 農業振興係 85-6127 まで

【重要なお知らせ】

農業者年金制度が改正されます

平成14年1月から始まった
新たな年金事業（新制度）
のみが対象です。

編集後記

令和3年は2年目となる「
口ナ禍の中、常態化した」あ
る気象災害の発生（園芸作
の広域的な霜害、局所的な雹
害）、稲作では本県が全国一
の単収とはなったものの、消
費量の減少（在庫量の増加）
で販売価格が低迷し、令和4
年産作付面積の更なる制限が
余儀なくされています。

また鳥獣被害は、官民一体
となり防止対策に取り組んで
きたものの、人間と獣の生活
圏の重なりには、いかんとも
しがたいものがあります。

先の見通せない昨今ではあ
りますが、農業者が夢と希望
を持って経営に取り組める環
境づくりが何よりも大切と思
います。

（農業委員 新野清委員）

農委広報「しらたか」

【編集・農振部会】

部長 丸川 正博

副部長 中川 要一

委員 小林 孝次

委員 高橋 康子

委員 伊勢亀崇男

委員 新野 清

【発行】

白鷹町農業委員会

●令和4年1月1日より

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます。

35歳未満で認定農業者に該当
しない等、一定の要件を満たす
方※は、1万円から（上限6万
7千円）でも通常加入できるよ
うになります。

（保険料の納付下限限度額が2
万円から1万円に引き下げられ
ます）

※次の①～⑤のいずれにも該当
しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又②の者と家族経営協定を
締結し、経営に参画している配
偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者
の直系卑属で、その農業に常時
受持する後継者

留意事項

通常加入で2万円未満の保険
料を選択している方が、35歳に
なった又は認定農業者になった
等上記①～⑤のいずれかに該当
した場合には、通常加入の保険
料を2万円以上に変更又は政策
支援加入の手続きが必要となり
ますので、ご注意ください。

●令和4年4月1日より

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります。

（昭和32年4月2日以降に生ま
れた方が対象となります）

1 農業者老齢年金

農業者老齢年金（通常加入さ
れた方）については、65歳以上
75歳未満の間で、受給開始時期
を選択することができるようにな
ります。

2 特例付加年金

特例付加年金（政策支援加入
された方）については、特例付
加年金の受給要件※を満たして
いれば、いつでも受給開始時期
を選択することができるようにな
ります。

※特例付加年金の受給要件

- ① 60歳に達した日の前日におい
て20年以上の保険料納付済期間
等を有していること
- ② 農業を営む者でないこと
（経営継承を完了していること）
- ③ 65歳以上であること

留意事項

新制度の農業者年金は、積立
方式の確定拠出型年金であり、
受け取る年金額は、自らが積み

立てた保険料の総額と、その運
用実績に応じて決まります。

一般的には、運用期間を長く
することで、年金資源の充実が
期待できますが、運用成績に
よっては、必ずしも年金額が増
えるとは限らず、マイナス運用
が続いた場合には、年金額が減
少することがありますので、
よくご理解したうえで受給を開
始する時期をお選びください。

●令和4年5月1日より

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます。

現在、農業者年金に加入でき
るのは、農業に従事（年間60日
以上）する方で、20歳以上60歳
未満の国民年金第1号被保険者
ですが、制度改正により65歳ま
で加入できるようになります。
ただし、60歳以降に加入できる
方は、国民年金の任意加入者※
に限りです。

※国民年金の任意加入者

国民年金の保険料納付済期間が
480日（40年）に満たない60
歳以上65歳未満の方で、年金額の
充実を目的として、国民年金に
任意で加入している方をい
います。

留意事項

① 60歳以降、農業者年金に加入
する場合は、通常加入のみとな
ります。

② 農業者年金の被保険者資格は、
60歳に達したときに自動的に喪
失するため、引き続き農業者年
金に加入手続きが必要になりま
す。

③ 農業者年金に加入すると、国
民年金の付加年金保険料を納付
する必要があります。

○農業者年度の改正に関する お問合せ

独立行政法人農業者年金基金

農業者制度の改正全般について
（企画調整室）

031350213942

保険料、加入可能年齢について
（業務部適用・収納課）

031350213944

年金の受給開始時期について
（業務部給付課）

031350213945

